

○上越市建設工事入札参加資格審査規程

平成元年1月31日

告示第7号

改正 平成7年1月27日告示第13号

平成7年3月20日告示第40号

平成8年3月26日告示第42号

平成9年3月28日告示第43号

平成11年3月31日告示第62号

平成12年3月30日告示第78号

平成13年3月30日告示第58号

平成14年3月29日告示第57号

平成14年11月28日告示第253号

平成15年3月31日告示第58号

平成16年9月30日告示第275号

平成17年3月31日告示第192号

平成17年12月28日告示第796号

平成18年11月24日告示第674号

平成19年5月8日告示第248号

平成20年1月11日告示第6号

平成20年12月16日告示第604号

平成21年12月28日告示第773号

平成23年7月25日告示第316号

平成23年12月14日告示第506号

平成25年12月13日告示第490号

平成27年3月31日告示第130号

平成27年9月24日告示第499号

平成29年3月19日告示第94号

平成30年10月25日告示第501号

令和3年5月21日告示第269号

上越市建設工事入札参加資格審査規程（昭和60年上越市告示第70号）の全部を次のように改正し、平成元年2月1日から実施する。

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 建設工事の参加資格（第2条—第11条）

第3章 共同企業体の参加資格（第12条—第22条）

第4章 雑則（第23条）

第1章 総則

第1条 この規程は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）

第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、本市が発注する建設工事の請負について競争入札（以下「入札」という。）に参加する者の資格等について必要な事項を定めるものとする。

第2章 建設工事の参加資格

（入札に参加することができる者）

第2条 入札に参加することができる者は、次の各号のいずれにも該当しない者で、入札に参加する資格（以下「参加資格」という。）を認められたものとする。

- (1) 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条第1項の規定により建設業の許可を受け、その許可後の営業期間が1年を経過しない者
- (2) 入札に参加しようとする日の1年7月前の日の直後の事業年度の終了の日以降に法第27条の23第1項の規定による経営に関する客観的事項の審査（以下「経営事項審査」という。）を受けていない者
- (3) 経営事項審査の申請をする日の属する事業年度の開始の日の直前3年の事業年度において参加資格に係る法別表第1の建設工事（「とび・土工・コンクリート工事」については、その内訳として「法面処理工事」を含む。次号及び第5条において同じ。）の種類別の完成工事高を有しない者
- (4) 入札に参加しようとする日の1年7月前の日の直後の事業年度の終了の日以降に参加資格に係る法別表第1の建設工事の種類別に法第27条の29第1項の規定による総合評定値の通知を受けていない者
- (5) 法第28条第3項の規定により営業の停止を命ぜられ、その停止期間が経過しない者
- (6) 次のいずれかの届出の義務を履行していない者（当該届出の義務がない者を除く。）
 - ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による被保険者の資格の取得に関する届出
 - イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による被保険者の資格の取得に関する届出

ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による被保険者となったことの届出

(7) 次のいずれかに該当する者

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者（以下単に「役員」という。）をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められる者

イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者

エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる者

オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

カ 法人であって、ウからオまでのいずれかに該当する役員があるもの

（参加資格の審査の申請）

第3条 参加資格の審査を受けようとする者は、建設工事入札参加資格審査申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 営業所一覧表
- (2) 技術職員数を記載した書面
- (3) 工事の施工実績を記載した書面
- (4) 舗装機械所有状況を記載した書面
- (5) 納税状況の調査に関する承諾書（本市に住所又は営業所等を有しない者にあつては、所得税又は法人税の納税証明書）
- (6) 経営事項審査の総合評定値通知書の写し
- (7) 消費税及び地方消費税の納税証明書
- (8) 暴力団等の排除に関する誓約書
- (9) その他市長が必要と認める書類

（参加資格の審査の申請期間等）

第4条 参加資格の審査の申請の種類は、定期申請及び随時申請とし、それぞれ次の各号に定める申請期間に申請を行わなければならない。

(1) 定期申請 平成19年及び平成22年並びに同年から2年目ごとの年（以下「定期申請年」という。）の前年の10月1日から11月30日まで。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

(2) 随時申請 随時

（参加資格の審査）

第5条 市長は、申請書を受理したときは、別記建設工事入札参加資格審査事項に掲げる事項について審査し、土木一式工事及び建築一式工事についてはA、B、C及びDの4等級に、舗装工事、電気工事及び管工事についてはA及びBの2等級にそれぞれ格付し、その他の建設工事については法別表第1の建設工事の種類に基づき区分し、入札参加資格者名簿への登載の有無及び格付について申請者に通知するものとする。

（参加資格の有効期間）

第6条 前条の規定により審査を受けた参加資格の有効期間は、定期申請を行った者においては定期申請年の4月1日から2年間、随時申請を行った者においては前条の入札参加資格者名簿に登載された日から次の定期申請年の3月31日までとする。

（参加資格の承継）

第7条 市長は、営業譲渡、事業譲渡、合併若しくは分割又は相続のあった者からの申請により参加資格を認められた者（以下「参加資格者」という。）の営業又は事業の全部又は一部を承継したと認められる場合は、その参加資格を承継させることができる。ただし、当該営業又は事業を承継する者が第2条第2号若しくは第4号から第7号までに該当する者（第2条第2号又は第4号に該当する者においては、当該営業譲渡、事業譲渡、合併若しくは分割又は相続のあったときに経営事項審査を受けることを要しない者を除く。）である場合又は当該営業若しくは事業を承継する者が参加資格者で、かつ、当該営業若しくは事業に係る建設工事の種類が同一の場合は、この限りでない。

2 前項の規定により参加資格を承継しようとする者は、建設工事入札参加資格承継申請書（第8号様式）に次に掲げる書類のうち市長が必要と認めるものを添えて申請しなければならない。

(1) 営業譲渡、事業譲渡、合併若しくは分割又は相続の事実を証する書面（営業譲渡契約書若しくは事業譲渡契約書の写し、総会等議事録の写し又は当該営業若しくは事業を承継する者以外の相続関係者の同意書）

(2) 営業若しくは事業の譲受人又は相続人の工事経歴書

(3) 建設業許可証明書の写し

(4) 法人の場合においては、登記事項証明書

- (5) 個人の場合で本市の住民基本台帳に記録されていない者にあつては、住民票
- (6) 営業又は事業を承継したときの貸借対照表
- (7) 技術職員数に関する書類
- (8) 暴力団等の排除に関する誓約書

3 承継の審査は、第5条の規定を準用する。この場合において、譲渡人が2人以上でその格付が異なるときは、譲り受けた格付のうち最上位のものに格付する。

4 前項の規定により参加資格を承継した者は、建設業の許可を受けてから1年未満であっても次回の参加資格の審査を受けることができるものとする。

(変更の届出)

第8条 参加資格者は、次に掲げる事項について変更があつたとき又は営業所等の新設若しくは廃止があつたときは、直ちに変更届出書（第9号様式）を市長に提出しなければならない。

- (1) 商号又は名称
- (2) 営業所等の名称、所在地及び電話番号
- (3) 法人の代表者の氏名
- (4) 代理人の氏名
- (5) 許可業種

(廃業等の届出)

第9条 参加資格者が次の各号のいずれかに該当することとなつた場合は、当該各号に掲げる者は、直ちに廃業届出書（第10号様式）を市長に提出しなければならない。ただし、第7条の規定によりその参加資格を承継されたときはこの限りでない。

- (1) 参加資格者が死亡した場合 その相続人
- (2) 法人が合併その他の事由により解散した場合 その役員であつた者又はその清算人
- (3) 許可を受けた建設業の全部又は一部の業種を廃止した場合 その建設業者又はその建設業者であつた者若しくはその法人の役員

2 参加資格者がその資格を辞退しようとするときは、あらかじめ書面によりその旨を市長に届け出なければならない。

(参加資格の取消し、格付の降級等)

第10条 市長は、参加資格者が前条第1項各号のいずれかに該当する場合は、当該参加資格を取り消すものとする。

2 市長は、前項に規定するもののほか、参加資格者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該参加資格の取消し又は格付の降級をすることができる。

- (1) この章の規定により提出した書類に事実と異なる事項を記載したとき。
- (2) 施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する事実があったとき。
- (3) 第2条各号のいずれかに該当することとなったとき。
- (4) 第8条の規定による届出をしなかったとき。

(工事の発注標準)

第11条 格付した等級に対応する発注の標準となる工事の等級は、別表のとおりとする。

第3章 共同企業体の参加資格

(共同企業体の種類)

第12条 入札に参加することができる共同企業体の種類は、次のとおりとする。

- (1) 特定共同企業体 建設業者が市長の指定する工事を共同連帯して請け負うことを目的として工事ごとに結成する共同企業体をいう。
- (2) 経常共同企業体 中小建設業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第1号に該当する建設業者をいう。）に該当しない業者1を限度として構成する共同企業体が継続的な協業関係を確保することによりその経営力及び施工力を強化することを目的に結成する共同企業体をいう。

(共同企業体の入札参加登録業種等)

第13条 共同企業体が入札に参加することができる工事及び業種は、市長が指定するものとする。

(共同企業体の構成員)

第14条 特定共同企業体の構成員は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 第5条又は第7条第3項の規定により入札参加資格者名簿に登載されている者
- (2) 市長の指定する一の工事について他の共同企業体の構成員となっていない者

2 経常共同企業体の構成員は、次の各号のいずれにも該当する者で市長が指定したものとする。

- (1) 第5条又は第7条第3項の規定により入札参加資格者名簿に登載されている者
- (2) 入札に参加する業種につき、法第3条の規定による建設業の許可を有して3年以上の営業実績のある者又は当該許可を有しての企業実績が3年未満の者で相当の施工実績を有し、円滑かつ確実な共同施工が確保できると市長が認めたもの
- (3) 入札に参加する業者における元請負人としての実績が別に定める基準を満たす者
- (4) 法第7条第2号ハ又は法第15条に該当する者を別に定める基準以上置く者

(参加資格の審査の申請)

第15条 参加資格の審査を受けようとする共同企業体は、経常共同企業体入札参加資格審

査申請書（第 1 1 号様式）又は特定共同企業体入札参加資格審査申請書（第 1 2 号様式）に次に掲げる書類を添えて市長が指定する日までに申請しなければならない。

- (1) 構成員一覧表（第 1 3 号様式）
- (2) 次に掲げる事項を記載した協定書

- ア 目的
- イ 名称
- ウ 事務所の所在地
- エ 成立及び解散の時期
- オ 構成員の住所及び商号又は名称
- カ 代表者の名称及び権限
- キ 構成員の出資の割合、利益配当の割合及び欠損金負担の割合
- ク 工事途中における構成員の脱退に関する事項

（参加資格の審査）

第 1 6 条 共同企業体の参加資格の審査については、第 5 条の規定を準用する。

（参加資格の有効期間）

第 1 7 条 共同企業体の参加資格の有効期間は、次のとおりとする。

- (1) 特定共同企業体 市長が指定する日まで
- (2) 経常共同企業体 参加資格を認められた日から最初の 3 月 3 1 日まで
（構成員の脱退による参加資格の再審査）

第 1 8 条 参加資格を認められた共同企業体（以下単に「共同企業体」という。）で構成員の脱退があった場合は、その脱退した構成員以外の構成員（以下「残存構成員」という。）は、経営共同企業体入札参加資格審査申請書（第 1 1 号様式）又は特定共同企業体入札参加資格審査申請書（第 1 2 号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出し、参加資格の再審査を受けなければならない。

- (1) 協定書（残存構成員で作成したもの）
- (2) 構成員の脱退の理由を記載した書面
- (3) 残存構成員の脱退についての同意書

2 前項の参加資格の再審査については、第 1 6 条において準用する第 5 条の例による。

3 前項の規定により認められた参加資格の有効期間については、前条の規定を準用する。

（変更の届出）

第 1 9 条 共同企業体は、次に掲げる事項について変更があったときは、直ちに共同企業体変更届出書（第 1 4 号様式）を市長に提出しなければならない。

- (1) 名称
- (2) 事務所の所在地
- (3) 構成員の名称及び代表者氏名

(廃止の届出)

第20条 共同企業体は、それを廃止したときは、共同企業体廃止届出書（第15号様式）を市長に提出しなければならない。

(参加資格の取消し、格付の降級等)

第21条 市長は、共同企業体が次の各号のいずれかに該当するときは、当該参加資格の取消し又は格付の降級をすることができる。

- (1) この章の規定により提出した書類に事実と異なる事項を記載したとき。
- (2) 第18条の規定による再審査を受けなかったとき。
- (3) 第19条又は前条の規定による届出をしなかったとき。

(工事の発注標準)

第22条 格付した共同企業体の等級に対応する発注の標準となる工事の等級については、第11条の規定を準用する。

第4章 雑則

第23条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(適用区分)

1 上越市建設工事入札参加資格審査規程の一部を改正する規程（平成27年上越市告示第499号）の規定による改正後の第2条の規定は、平成28年4月1日以後に入札参加資格者名簿に登載する者に係る参加資格について適用し、同日前に入札参加資格者名簿に登載する者に係る参加資格については、なお従前の例による。

(平成24年度及び平成25年度の参加資格の特例)

2 平成24年度及び平成25年度の参加資格の審査の申請期間に関する改正規程第1条の規定による改正前の上越市建設工事入札参加資格審査規程第4条第1号の規定の適用については、同号中「平成19年及び平成22年並びに同年から2年目ごとの年（以下「定期申請年」という。）の1月15日から2月14日まで」とあるのは、「平成23年12月15日から平成24年2月14日まで」とする。

3 平成24年度及び平成25年度の参加資格の有効期間に関する改正規程第1条の規定による改正前の上越市建設工事入札参加資格審査規程第6条の規定の適用については、同条中「その年の4月1日から2年間」とあるのは「平成24年4月1日から平成26年3月

31日まで」とする。

改正文（平成7年告示第13号）抄
平成7年2月1日から実施する。

改正文（平成7年告示第40号）抄
平成7年4月1日から実施する。

改正文（平成8年告示第42号）抄
平成8年4月1日から実施する。

改正文（平成9年告示第43号）抄
平成9年4月1日から実施する。

改正文（平成11年告示第62号）抄
平成11年4月1日から実施する。

改正文（平成12年告示第78号）抄
平成12年4月1日から実施する。

改正文（平成13年告示第58号）抄
平成13年4月1日から実施する。

改正文（平成14年告示第57号）抄
平成14年4月1日から実施する。

改正文（平成14年告示第253号）抄
平成14年12月1日から実施する。

改正文（平成15年告示第58号）抄
平成15年4月1日から実施する。

改正文（平成16年告示第275号）抄
平成16年10月1日から実施する。

改正文（平成17年告示第192号）抄
平成17年4月1日から実施する。

改正文（平成17年告示第796号）抄
平成17年12月28日から実施する。

改正文（平成18年告示第674号）抄
平成18年12月1日から実施する。

改正文（平成19年告示第248号）抄
平成19年5月8日から実施する。

改正文（平成20年告示第6号）抄

平成20年1月15日から実施する。

改正文（平成20年告示第604号）抄
平成20年12月16日から実施する。

改正文（平成21年告示第773号）抄
平成22年1月1日から実施する。

改正文（平成23年告示第316号）抄
平成23年7月25日から実施する。

改正文（平成23年告示第506号）抄
平成23年12月15日から実施する。

改正文（平成25年告示第490号）抄
平成25年12月13日から実施する。

改正文（平成27年告示第130号）抄
平成27年4月1日から実施する。

改正文（平成27年告示第499号）抄
平成27年10月1日から実施する。

改正文（平成29年告示第94号）抄
平成29年4月1日から実施する。

改正文（平成30年告示第501号）抄
平成30年11月1日から実施する。

改正文（令和3年告示第269号）抄
令和3年6月1日から実施する。

別表（第11条関係）

工事の等級	土木一式工事	建築一式工事	舗装工事	電気工事管工事
A	3,000万円以上	2,200万円以上	1,600万円以上	500万円以上
B	1,100万円以上3,000万円未満	600万円以上2,200万円未満	1,600万円未満	500万円未満
C	400万円以上1,100万円未満	300万円以上600万円未満		
D	400万円未満	300万円未満		

別記（第5条関係）

1 経営規模

- (1) 工事種類別年間平均完成工事高
- (2) 自己資本額
- (3) 利払前税引前償却前利益

2 経営状況

- (1) 売上高経常利益率
- (2) 総資本売上総利益率
- (3) 営業キャッシュフロー
- (4) 負債回転期間
- (5) 利益余剰金
- (6) 自己資本比率
- (7) 純支払利息比率
- (8) 自己資本対固定資産比率

3 技術力

- (1) 建設業種類別技術職員数
- (2) 工事種類別年間平均元請完成工事高

4 その他

- (1) 労働福祉の状況
- (2) 防災活動への貢献の状況
- (3) 建設業の営業継続の状況
- (4) 建設業の経理の状況
- (5) 本市が表彰する優良工事の受賞の状況
- (6) 国際標準化機構 (ISO) 規格の認証取得の状況
- (7) 一般財団法人持続性推進機構 (IPSuS) エコアクション 2.1 中央事務局によるエコアクション 2.1 の認証・登録の状況
- (8) 法令遵守の状況
- (9) 研究開発の状況
- (10) 建設機械の保有状況
- (11) 障害者の雇用状況
- (12) 育児・介護休業制度の推進状況
- (13) 労働安全衛生マネジメントシステムの認証取得の状況

建設工事入札参加資格審査申請書（ 定期・随時 ）

年度において、上越市で行う建設工事に係る入札に参加する資格の審査を申請します。
 なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

年 月 日

(宛先) 上越市長

申請者

法人の場合は、商号又は
名称及び代表者の氏名

㊟

(新規 ・ 継続)

フリガナ

商号又は名称		
代表者の職名		
代表者の氏名		
都道府県・ 市区郡町村名		
所在地		
郵便番号	-	
電話番号		
FAX番号		

入札参加を希望する 建設工事の種類	土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	ほ	しゅ	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29

契約検査課受付印欄



申請書記入者

電話番号

第8号様式(第7条関係)

受付番号

建設工事入札参加資格承継申請書

年 月 日

(宛先)上越市長

住所(所在地)

商号又は名称

氏名(代表者氏名)



このたび下記により 〃の営業又は事業に係る(全部・一部)の権利義務を譲受け(相続)し、貴市の建設工事の入札に参加したいので、上越市建設工事入札参加資格審査規程第7条の規定により申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項については事実と相違ないことを誓約します。

1 譲渡人(被相続人)の住所及び氏名

2 譲受け(相続)した営業又は事業の格付等

受 理 番 号	工 事 の 種 類	格 付 等 級

3 譲受け(相続)年月日

年 月 日

4 譲受け(相続)の理由

(裏面)

添付書類

区分 書類	個人から個人	個人から法人	法人から個人	法人から法人	備考
営業譲渡契約書 又は事業譲渡契約書	○	○	○	○	写し
総会等議事録	×	○	○	○	写し
他の相続関係者の同意書	○	×	×	×	
営業若しくは事業の譲受人又は相続人の工事経歴書	○	○	○	○	
建設業許可証明書	○	○	○	○	写し
登記事項証明書	×	○	×	○	
住民票(本市の住民基本台帳に記録されていない者に限る。)	○	×	○	×	
営業承継時又は事業承継時の貸借対照表	○	○	○	○	
技術職員数に関する書類	○	○	○	○	
暴力団等の排除に関する誓約書	○	○	○	○	

第9号様式(第8条関係)

整理番号

変 更 届 出 書

年 月 日

(宛先)上越市長

住所(所在地)

商号又は名称

氏名(代表者氏名)



提出してある建設工事入札参加資格審査申請書及び添付書類の記載事項について下記のとおり

- | | |
|-----------------|--------------------------|
| (1) 商号又は名称の変更 | (2) 営業所等の名称、所在地及び電話番号の変更 |
| (3) 法人の代表者氏名の変更 | (4) 代理人の氏名の変更 |
| (5) 許可業種の変更 | (6) 営業所等の新設又は廃止 |
- があったので届け出ます。

記

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日

添付書類

- (1) 商号又は名称変更の場合は、登記事項証明書又はその写し(法人の場合に限る。以下同じ。)
- (2) 営業所等の名称及び所在地の変更の場合は、登記事項証明書又はその写し
- (3) 代表者氏名の変更の場合は、登記事項証明書又はその写し
- (4) 代理人の変更の場合は、新たな代理人に対する委任状
- (5) 建設業の許可の区分の変更の場合は、建設業の許可通知書の写しその他変更内容を明らかにする書類
- (6) 営業所等の新設又は廃止の場合は、新設又は廃止の状況を明らかにする書類

第10号様式(第9条関係)

整理番号

廃業届出書

年 月 日

(宛先)上越市長

住所(所在地)

商号又は名称

氏名(代表者氏名)

〔又は届出者〕
氏 名

⑩

提出してある入札参加資格審査申請について、下記のとおり廃業したので届出します。

記

- 1 廃業した建設業の種類
- 2 廃業年月日
- 3 廃業の理由

第11号様式(第15条、第18条関係)

入札整理 番号

経常共同企業体入札参加資格審査申請書

年 月 日

(宛先)上越市長

入札 番号	札理 号	等級総合 数値	構成員の 代表者	経常共同 企業体の名称 〒 住所(所在地) 商号又は名称 代表者氏名	(印)
			構成員	住所(所在地) 商号又は名称 代表者氏名	(印)
			構成員	住所(所在地) 商号又は名称 代表者氏名	(印)
			構成員	住所(所在地) 商号又は名称 代表者氏名	(印)

貴市の建設工事の入札に経常共同企業体として参加したいので入札参加資格の審査を申請します。

なお、この共同企業体入札参加資格審査申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

資格審査を希望する 建設工事の種類	
----------------------	--

記載要領

- 1 経常共同企業体の名称は、構成員の商号又は名称を必ず冠し、かつ、「経常共同企業体」の文字を用いたものとする。
- 2 「入札整理番号」及び「等級総合数値」欄は、「上越市建設工事入札参加資格の審査結果」に基づき記載すること。

第12号様式(第15条、第18条関係)

入札整理 番 号

特定共同企業体入札参加資格審査申請書

年 月 日

(宛先)上越市長

入札 番号	札理 番号	等級総合 数 値	構成員の 代表者	特定共同 企業体の名称 〒 住所(所在地) 商号又は名称 代表者氏名	印
			構成員	住所(所在地) 商号又は名称 代表者氏名	印
			構成員	住所(所在地) 商号又は名称 代表者氏名	印
			構成員	住所(所在地) 商号又は名称 代表者氏名	印

このたび、特定共同企業体の構成員適格業者として通知がありました下記工事について、共同企業体を結成し入札に参加したいので入札参加資格の審査を申請します。

なお、この共同企業体入札参加資格審査申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

資格審査を希望する 建設工事の種類	
工 事 番 号	対 象 工 事 (事 業) 名

記載要領

- 1 特定共同企業体の名称は、構成員の商号又は名称を必ず冠し、かつ、「特定共同企業体」の文字を用いたものとする。
- 2 「入札整理番号」及び「等級総合数値」欄は、「上越市建設工事入札参加資格の審査結果」に基づき記載すること。

第13号様式(第15条関係)

構 成 員 一 覧 表

(単位：人、千円)

構成員の商号又は名称					合 計
経営事項審査申請時の許可番号					
経 営 規 模	入札参加を希望する建設工事の年間平均 完成工事高				
	上記年間平均完成工事高の評点(X1)	※			※
	建設工事全体の年間平均完成工事高				
	自 己 資 本 額				
	自 己 資 本 額 の 点 数	※			※
	建 設 業 従 事 職 員 数				
	建 設 業 従 事 職 員 数 の 点 数	※			※
	自己資本額・建設業従事職員数の合計点数	※			※
	自己資本額・建設業従事職員数の評点(X2)	※			※
	経 営 状 況 の 評 点 (Y)				平均
入札参加を 希望する建 設工事の技 術職員数	1級技術者数				
	1級技術者数値	※			※
	2級技術者数				
	2級技術者数値	※			
	その他の技術者数				
	その他の技術者数値	※			※
	技術者数値の合計	※			※
技術職員数評点(Z)	※			※	
その他の評価項目(社会性等)の評点(W)					平均
入札参加を希望する建設工事の経営事 項審査の総合評定値通知書の総合評定値(P)					※
等 級(格 付)		※			※
経営共同企 業体の要件	元 請 実 績	※適・否	※適・否	※適・否	※適・否
	国 家 資 格 者 数	※適・否	※適・否	※適・否	

記載要領

- 1 経営事項審査申請書、経営事項審査の総合評定通知書又は新潟県建設工事入札参加資格の審査結果の該当欄の数値を記載すること。
- 2 経営共同企業体の要件欄は、特定共同企業体については記載しないこと。
- 3 経営共同企業体で複数の建設工事の申請を希望する者は、建設工事ごとに作成すること。
- 4 経営状況の評点(Y)及びその他の評価項目(社会性等)の評点(W)の平均は、小数点以下第1位を四捨五入すること。
- 5 ※印欄は、記載しないこと。

第 14 号様式(第 19 条関係)

整理番号

共同企業体変更届出書

年 月 日

(宛先)上越市長

代表者

住所(所在地)

商号又は名称

代表者氏名

⑩

構成員

住所(所在地)

商号又は名称

代表者氏名

⑩

構成員

住所(所在地)

商号又は名称

代表者氏名

⑩

提出してある入札参加資格審査申請書及び添付書類の記載事項について下記のとおり

(1) 名 称 (2) 事務所の所在地

(3) 構成員の名称及び代表者氏名

に変更があったので届出します。

記

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日

第 15 号様式(第 20 条関係)

整理番号

共同企業体廃止届出書

年 月 日

(宛先)上越市長

構成員の代表者

住所(所在地)

商号又は名称

代表者氏名

印

構成員

住所(所在地)

商号又は名称

代表者氏名

印

構成員

住所(所在地)

商号又は名称

代表者氏名

印

下記のとおり共同企業体を廃止したので届出します。

記

- 1 廃止した建設業の種類
- 2 廃止した年月日
- 3 廃止した理由

第1号様式（第3条関係）

第2号様式から第7号様式まで 削除

第8号様式（第7条関係）

第9号様式（第8条関係）

第10号様式（第9条関係）

第11号様式（第15条、第18条関係）

第12号様式（第15条、第18条関係）

第13号様式（第15条関係）

第14号様式（第19条関係）

第15号様式（第20条関係）